

特定非営利活動促進法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成11年宮崎県条例第40号）第2条の規定により本市が処理することとされた特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）及び宮崎県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年宮崎県条例第26号。以下「県条例」という。）に係る事務について必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証の申請)

第2条 法第10条第1項の申請書の様式は、設立認証申請書（様式第1号）によるものとする。

2 県条例第2条第3号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付するものとする。

3 県条例第2条各号に掲げる書面は、申請の日前6月以内に作成されたものとする。

4 法第10条第1項に規定する書類のうち、同項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるものには、それぞれ副本1通を添えるものとする。

(申請書類の縦覧場所)

第3条 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の縦覧の場所は、企画部企画課の事務室とする。

(登記完了の届出)

第4条 法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の届出書の様式は、登記完了届出書（様式第2号）によるものとする。

(役員の変更等の届出)

第5条 法第23条第1項の規定による届出は、役員の変更等届出書（様式第3号）を市長に提出してしなければならない。

2 法第23条第2項の規定の適用を受ける場合における第2条第3項の規定の適用については、同項中「申請の日」とあるのは、「届出の日」とする。

(定款の変更の認証の申請)

第6条 法第25条第4項の申請書の様式は、定款変更認証申請書（様式第4号）によるものとする。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第25条第4項の規定により添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イに掲げる書類には、それぞれ副本1通を添えるものとする。

(軽微な事項に係る定款の変更の届出)

第7条 法第25条第6項の規定による届出は、定款変更届出書(様式第5号)を市長に提出してしなければならない。

(事業報告書等の提出)

第8条 法第29条第1項の規定による書類の提出は、同項に規定する書類を添付した事業報告書等提出書(様式第6号)を市長に提出してするものとし、次項の表3の項の中欄に掲げる書類を併せて添付するものとする。

2 特定非営利活動法人(以下「法人」という。)は、法第29条第2項の閲覧の用に供するため、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる提出すべき書類を、同表の右欄に掲げる提出すべき時期において、それぞれ2通を市長に提出するものとする。

区 分	提出すべき書類	提出すべき時期
1 設立又は合併の認証を受けた場合	当該設立又は合併の認証に係る法第10条第1項第1号の書類、法第13条第2項の登記に関する書類の写し及び法第14条において準用する民法(明治29年法律第89号)第51条第1項の設立の時の財産目録又は法第35条第1項の合併の時の財産目録	法第13条第2項の規定による届出書の提出時に併せて提出
2 定款の変更の認証を受けた場合	当該変更の認証に係る変更後の定款	定款の変更の認証を受けた後、遅滞なく提出
3 毎事業年度1回、事業報告書等を作成した場合	法第29条第1項に規定する書類の写し	法第29条第1項の規定による事業報告書等の提出時に併せて提出

(事業報告書等の閲覧場所)

第9条 法第29条第2項の規定による閲覧は、企画部企画課及び宮崎県県民政策部生活・協働・男女参画課の事務室において行うものとする。

(成功の不能による解散の認定の申請)

第10条 法人は、法第31条第2項の認定を受けようとするときは、解散認定申請書(様式第7号)に同条第3項に規定する書面を添付して、市長に提出し

なければならない。

(解散の届出等)

第11条 県条例第4条第1項及び第2項の届出書の様式は、それぞれ解散届出書(様式第8号)及び清算人就職届出書(様式第9号)によるものとする。

(残余財産の譲渡の認証の申請)

第12条 清算人は、法第32条第2項の認証を得ようとするときは、残余財産譲渡認証申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(清算終了の届出)

第13条 県条例第5条の届出書の様式は、清算終了届出書(様式第11号)によるものとする。

(合併の認証の申請)

第14条 法第34条第4項の申請書の様式は、合併認証申請書(様式第12号)によるものとする。

2 第2条第2項から第4項までの規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。

(合併の場合の財産目録等の備置き等)

第15条 法第35条第1項の財産目録及び貸借対照表は、合併する各法人について作成し、同条第2項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの主たる事務所に備え置くものとする。

(検査職員証)

第16条 法第41条第3項の証明書の様式は、検査職員証(様式第13号)によるものとする。

(電磁的記録による保存の方法)

第17条 県条例第7条第2項に規定する電磁的記録の備置きに係る規則で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

- (1) 作成された電磁的記録を法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより備え置く方法
- (2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

2 法人は、前項の規定により電磁的記録の備置きを行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然と

した形式で、その使用に係る電子計算機その他の機器への表示及び書面への出力ができるようにするための措置を講じなければならない。

(電磁的記録による作成の方法)

第18条 県条例第7条第2項に規定する電磁的記録の作成に係る規則で定める方法は、法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

(電磁的記録による閲覧の方法)

第19条 県条例第7条第2項に規定する電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の閲覧に係る規則で定める方法は、当該事項を法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年宮崎県規則第69号)の規定によりなされた手続その他の行為で、宮崎県における事務処理の特例に関する条例第2条の規定により本市が処理することとされた事務に係るものは、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。